

個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第11号

個人情報保護条例の一部を改正する条例

個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第33条の2 何人も、自己に関する第25条第1項各号に掲げる個人情報のうち特定個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（<u>これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。第32条において同じ。</u>）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p>第32条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第33条の2 何人も、自己に関する第25条第1項各号に掲げる個人情報のうち特定個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当</p>

該特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第5条の2の規定に違反して利用されているとき、第7条第3項の規定に違反して保有されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) [略]

2 [略]

(設置)

第65条 実施機関の諮問に応じ、この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び番号利用法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議するため、岩手県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 [略]

該特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第5条の2の規定に違反して利用されているとき、第7条第3項の規定に違反して保有されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) [略]

2 [略]

(設置)

第65条 実施機関の諮問に応じ、この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び番号利用法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査審議するため、岩手県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。